

対策と捕獲

対策

● 餌付けの禁止・誘引物の除去

アライグマに限らず、野生動物に餌を与えることはやめましょう。人なれが進み被害が増えます。

生ごみや収穫しない作物などを放置しておく、餌付けと同じことになるので、撤去または撤去できない物は囲うなど防護しましょう。

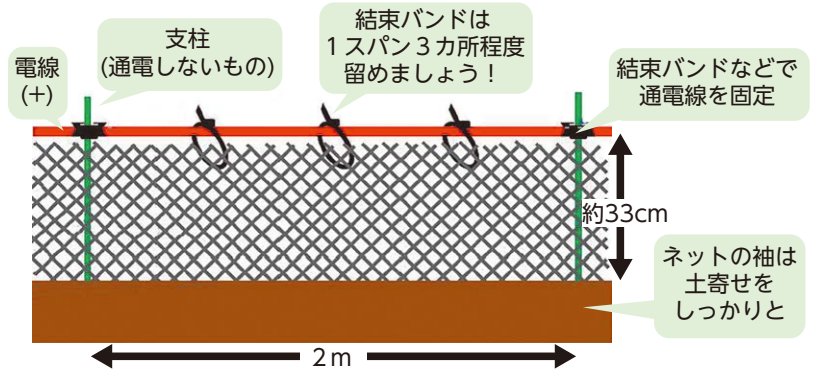


● 防護柵の設置

電気柵と樹脂製の柵を組み合わせた複合柵で、手軽に設置できます。

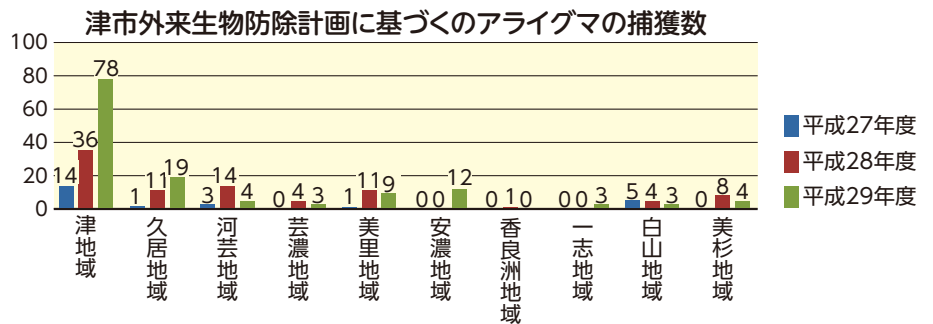


柵の設置例



捕獲

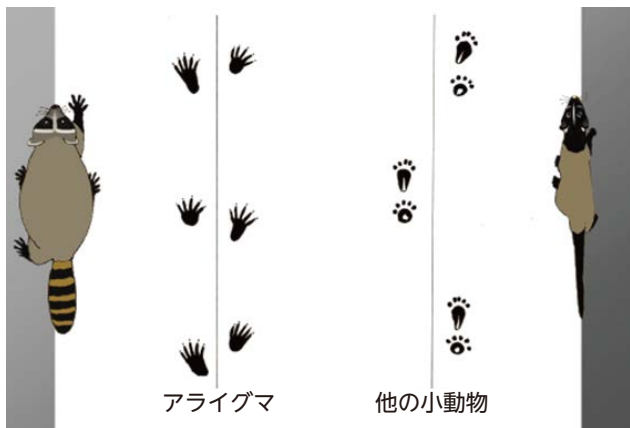
アライグマは、津市に捕獲の届け出をすると捕獲が可能になり、捕獲おりの貸し出しも同時に行っています。捕獲したアライグマは、津市で適切に処理します。



アライグマの歩行跡の見分け方

アライグマは、ほぼ平行に前脚と後脚の足跡が並びます。

アライグマと他の小動物の歩行跡



津市獣害対策相談チーム

津市では、獣害対策の3本柱として「捕獲の推進」「防護柵の設置」「地域ぐるみでの取り組み」を進め、平成28年度からは獣害対策を効果的に行うため、「津市獣害対策相談チーム」を設置しています。

このチームには、獣の習性を熟知した狩猟免許の有資格者2人を含んだ合計8人が所属し、日々地域に訪問して設置された柵の管理状況の確認や、被害対策・捕獲方法の提案などを行い、地域の皆さんと一緒に取り組んでいます。

また、野生獣による農産物の被害防止や防護柵の資機材の購入に関する補助制度もありますので、農林水産政策課または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。

※補助制度には一定の要件があります。

(写真・イラスト：埼玉県農林総合研究センター提供)